

事案書（ ☒ 経営会議 ☐ 調整会議)

開催日：平成25年 2月19日（火）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

件 名：大和市の都市計画道路見直し（案）について	
提出理由：都市計画道路の見直しに伴う、都市計画の変更を行うにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 本市の都市計画道路は、人口の増加や経済成長に伴う交通量の増大への対応のため、主に高度経済成長期に計画決定された。 - 都市計画道路 54, 350m (29 路線)のうち、約 8 割にあたる 41, 880m (11 路線) が昭和 37 年頃までに決定されている。 - これまで、国、県、市による道路事業や土地区画整理事業などにより整備が進められ、平成 24 年 4 月 1 日時点の整備率は、約 58% (31, 542m) となっているが、長期間未着手の路線や区間が存在している。 - 従来、都市計画道路として決定すると廃止は難しい状況にあったが、国は少子高齢化の進展などの社会状況の変化を踏まえた都市計画の変更も必要という考え方を示し、市町村に見直しを求めることとなった。また、この考え方は、現在の国の都市計画運用指針（H24）にも反映されているところである。 2. 見直しの考え方等 - 県の都市計画道路見直しガイドライン（H17）並びに本市都市計画マスタープラン（H22 改定）を踏まえ、以下の内容で見直しを行った。 (1) 地域の状況に応じて、様々な角度から検討を行うため、各路線を 50 の区間に分別する。	(2) 広域的なネットワークを担う国県道の区間や、整備完了若しくは整備中の 40 区間は見直しの対象とはしない。 (3) 上記（2）に該当しない 10 区間を、見直しの対象とし、以下の観点から総合的に評価を行い、存続、変更、廃止を判断した。 ○必要性の検討（道路機能の確認） - 交通機能：近隣市へのアクセス等 - 防災機能：避難路の該当等 - 環境機能：大気汚染、騒音、振動対策等 - 安全機能：歩行者、自転車の安全確保等 ○既存ストックの有効活用の検討 - 既存道路による代替 ○事業実施の見込みに係る整理 - 地形上の課題や隣接市との整合性 3. 見直し結果（案） - 上記（3）の評価を行った結果、見直しの対象となった 10 区間のうち、9 区間について存続することとした。 - 残る三ツ境下草柳線（福田相模原線以西の区間）は、交通量が少なく渋滞の緩和が見込めないなど、交通機能面での必要性が低いこと、現在ある幹線市道で十分代替が可能と判断されたことなどにより、廃止することとした。 - なお、存続となった路線、区間については財政状況等を踏まえながら整備を進めることとする。 - 今後も、社会経済情勢の変化を見据え、都市計画マスタープラン等の改訂時期など、必要に応じて見直しを実施することとする。
経 過 H21. 3 第 8 次大和市総合計画策定 H22. 4 都市計画マスタープラン改訂 H23. 11 都市計画道路の見直し作業に着手 H24. 10 都市計画審議会への中間報告	今後の予定 H25. 3～ 市民意見公募手続きの実施 住民説明会等の開催 法定縦覧・都市計画審議会開催 都市計画の変更